

官民競争入札等監理委員会 落合委員長談話

官民競争入札等監理委員会は、本日、「公共サービス改革法」に基づき「基本方針改定案」を了承したが、委員長として、その趣旨等につき以下のとおりの基本的な所見を明らかにすることにしたい。

1. 対象事業の選定について

- (1) 監理委員会は、本年9月1日、「公共サービス改革法」に基づく初の「基本方針案」を了承し、同月5日に閣議決定されたが、監理委員会は、直ちに本年12月末を目途にその基本方針の改定に向けての作業に取り掛かった。その作業においては、広く国民からいただいた193件の貴重な提案等を十分に踏まえつつ、我が国の公共サービスの改革を更に前進させるため、国民の視点から、その改定の内容につき関係府省等と精力的な審議・折衝を積み重ねてきた。
- (2) こうした監理委員会による審議・折衝の結果、新たに統計調査、登記、独立行政法人等の業務については、「公共サービス改革法」に基づく「官民競争入札又は民間競争入札」等が実施されることとなり、本日、監理委員会は、これら事業を追加した「基本方針改定案」を了承した。
- (3) 監理委員会としては、検討課題の大きさに比して検討の期間が実質2か月半という誠に限られたものであったこと等を考慮すれば、本日は承した「基本方針改定案」が閣議決定を経て実行されることにより、我が国の公共サービスの改革は、一定の成果が得られたものと評価している。しかしながら、監理委員会としては、公共サービスの改革は、今後更にスピードを上げつつ着実に前進を続けなければならないと判断しており、そのために監理委員会は、なお一層の努力をしなければならないのはもちろんであるが、今後とも公共サービスの改革へ向けての国民各位の理解と支援を衷心から願う次第である。
- (4) 我が国は、大きな変革の時代を迎え、その変革に適切に対応して

いくためには、「簡素で効率的な政府の実現」は正に急務であり、それゆえに、公共サービスであっても、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫を反映させ、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図るという「公共サービス改革法」が、国民の総意に基づき成立・施行されたのである。

- (5) だがそれにもかかわらず、監理委員会において検討の対象とした公共サービスの一部については、既存の制度・仕組みや条約の解釈等を動かし得ない前提として、すべて官が自ら行っている現状にいささかでも変更を加えることに対して強い反対の見解が関係府省等から示されたことも事実である。特に、「公共職業安定所（ハローワーク）」についての反応は、巨額の国費をもって膨大な人員と多数の施設を維持して実施されている現状の変更は一切認めないとするものであり、監理委員会としては、「公共サービス改革法」の趣旨に基づき、今後、時代の変化を踏まえた雇用のセーフティネットの質の維持向上と効率化をいかに実現するかとの観点から、当該府省等において国民の視点に立ったより前向きな検討がなされるように強く要望するものである。
- (6) また、「観光」関連業務を担う関係府省等についても、同様なことが妥当するのであり、競争を導入した際の当該業務に係るマイナスの視点に固執せず、国民の視点に立って、コストと質の両面について国民に分かるようにその説明責任を果たすべきである。
- (7) いずれにしても「公共サービス改革法」の成立・施行により、すべての公共サービスは、コストと質の両面からの聖域なき総点検が求められているのであるから、我が国の公共サービスの改革をいささかでも前進させるために、関係府省等は、現状を墨守するのではなく、国民の便益をより向上させるためにどう改革すべきかの観点からのより積極的な対応が強く求められるのである。
- (8) 民間事業者や地方公共団体から多数の要望が寄せられた「公金の徴収」に関する公共サービスの改革については、行政機関の監督の

下に一部業務の実施を民間に担わせることによるサービスのコストと質の両面での改善が期待できるのみならず納税者間の公平性の確保あるいは地方分権推進の観点等からも極めて重要であるが、時間等の関係から、十分進展できなかつたところであり、監理委員会としては、今後とも要望をできる限り実現する方向で引き続き、関係府省等と折衝を続けることにしたい。

- (9) 監理委員会としては、今回までの経験を踏まえて「公共サービス改革法」の理念を実現するために、今後、対象事業の選定に当たっては、民間の創意と工夫を活かせるよう、対象事業の範囲・規模の拡大、委託期間の複数年化などについても十分に配慮しつつ、「公共サービス改革法」によって課された監理委員会の職責を果たすべく一層努力する所存である。もっとも監理委員会による公共サービスの改革は、あくまでも政府の規制改革に向けての様々な政策的諸施策・取組みの一環をなすものであるから、監理委員会のみでの努力をもって改革を大きく前進させることには相当に困難な面があることは否定できないし、その意味で公共サービスの改革の実現は、政府の全体的な改革政策の推進・遂行に依存するものであるのは言うまでもない。したがって、監理委員会が、「公共サービス改革法」によって付与された権限の範囲内においてその最善を尽くしたにもかかわらず、関係府省等との折衝において大きな困難に遭遇したときには、どうしても個別関係府省等の利害の次元を超えた国益、すなわち、国民全体の視点からの「簡素で効率的な政府の実現」を図るといふ断固とした政治のリーダーシップが不可欠であり、それが発揮されることを大いに期待するものである。

2. 実施要項について

- (1) 監理委員会は、9月に閣議決定された「基本方針」において既に選定されている事業のうち、5事業について、その「実施要項案」の審議を鋭意進め、その結果、「実施要項案」は、12月5日及び12月12日に開催された監理委員会において了承された。これら5事業は、「公共サービス改革法」に基づいて入札が実施される最初の

事業であるから、関係府省等におかれては、入札等の実施手続を円滑に進め、もって「公共サービス改革法」の理念を的確に実現するよう全力を尽くすようお願いしたい。

(2) 監理委員会は、今回の「実施要項案」の審議の経験にかんがみ、今後の実施要項案の作成について、関係府省等においては、以下の①及び②の事項に十分に配慮されることを強く希望するものである。言うまでもなく実施要項は、「公共サービス改革法」に基づく改革を正に現実化する重要なステップであり、それが適正であるか否かは、改革の成否に大きな影響を与えるからである。

① サービスの質の設定に当たっては、サービス実施の体制や手続のみを定めるのではなく、対象事業の政策目的を十分に踏まえ、確保すべき効果を見据えて民間事業者の創意工夫の余地が大きくなるよう多角的に指標を設定していただきたい。また、法に基づく対象事業のみならず、全事業のサービスの質についても日ごろから多角的に検討を行い、その評価のための適正な指標を確立するよう努められたい。

② 委託費の設定については、民間事業者による公共サービスの継続的な実施を可能にし、またサービスの質を維持・向上させるとの観点から、インセンティブやディスインセンティブの導入も含め、その内容・在り方について十分な検討をされるよう努められたい。

平成18年12月19日

官民競争入札等監理委員会 委員長 落合誠一